

○長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例30号）第10条第3号に規定する答弁した内容の経過に関する報告について、必要な事項を定めるものとする。

(報告の対象)

第2条 議会定例会において、議員の一般質問で町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）及びその職員が「検討する」旨の答弁（以下「対象答弁」という。）を行った質問を報告の対象とする。

2 対象答弁は、会議録及び音声により確認するものとする。

(報告対象の申出)

第3条 対象答弁を受けた議員は、別紙様式「議会答弁事項の対応状況調書」を議長に提出することができる。

2 議長は、前項により提出のあった「議会答弁事項の対応状況調書」を町長等へ送付するものとする。

(報告)

第4条 町長等は、議長より送付のあった対象答弁について、対応方針又は進捗状況を記載し「議会答弁事項の対応状況調書」により報告するものとする。

2 議長は、前項により提出のあった「議会答弁事項の対応状況調書」を対象答弁を受けた議員へ送付するものとする。

(報告の時期及び方法)

第5条 町長等は、申し出があった日から60日以内に議長へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長等及び議長が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成28年 5月 2日から施行する。

平成 年 月 日

長与町議会議長 内村 博法 様

議員名

議会答弁事項の対応状況調書の提出について

標記の件につきまして、別紙のとおり提出いたします。

別紙様式 2

議会答弁事項の対応状況調書

平成 年 第 回 月定例会	議員名：
質問年月日	平成 年 月 日
質問事項	
《質問要旨》	
《答弁要旨》 答弁者：	
担当部局課	
《対応方針・進捗状況》	
<input type="checkbox"/> 対応済 (平成 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 検討中	
<input type="checkbox"/> 対応中	
<input type="checkbox"/> 実施不可	